

大臣認定擁壁厳守事項

宅地造成等規制法施行令第15条の規定に基づき、認定を受けた擁壁（以下、認定擁壁と呼ぶ）において、その安全性を尊重するため、一般の認定規定はもちろんであるが、下記の項目は特に誤解を招きやすいので、十分注意して厳守しなければならない。

1. 設置場所
認定擁壁は、クーロンの土圧公式により設計されており、試行くさび法によって設計された道路擁壁とは底版幅等が異なるので、開発区域内の道路擁壁に使用してはならない。
2. 積載荷重
擁壁天端の水平面上に10 (kN/m²) となっているので、大型の建物を建設する場合は、あらかじめ地表面に及ぼす荷重の大きさを確認し、10 (kN/m²) を超える場合は影響しない範囲まで建物を後退させて建設すること。
3. コーナー部
コーナーの内角が90°以上180°未満の範囲において、一体型の認定擁壁を使用することができる。ここで、一体型の認定擁壁が無い場合やコーナーの内角が90°未満の場合は、現場打ち擁壁としなければならない。
4. 余盛り
埋め戻し土の沈下を見込んだ余盛りは300mmまで認められているが、これを当初の計画段階から地盤高にしてはならない。
5. 空洞ブロックの設置
擁壁天端に差し筋を行い、その上に空洞ブロックを設置することは大臣認定として認められていないので、絶対に行ってはならない。
6. 施工後の加工
鉄筋かぶりを40mm確保するよう義務づけられているので、これに影響しない範囲で開口や切断を行うこと。
7. 壁接合部の間
壁の接合部は5mmの間を設けてあり、ここから裏面の浸透水を抜くようにしているため、モルタル等を詰めてはならない。
8. 水抜き孔
擁壁高さ及び地盤の関係から、部分的に水抜き孔が地中に隠れる場合は、地上部の全表面積を3で除した数以上の水抜き孔が地上にできるよう配置すること。
なお、据え付けた後に所定の数の水抜き孔が無い場合は、鉄筋かぶりを40mm確保できる範囲でφ55mmの孔を開けること。
この場合、鉄筋腐食を防止する措置をとること。
9. 特殊使用
逆L型に使用することは大臣認定として認められていないので、絶対に行ってはならない。

歩掛表

種 別	単 位	擁 壁 高 さ		
		600以上 1000以下	1000を越え 2000以下	2000を越え 3000以下
擁 壁 本 体	個	5	5	5
世 話 役	人	0.22	0.27	0.34
ブ ロ ッ ク 工	人	0.22	0.27	0.34
普 通 作 業 員	人	0.67	0.79	1.00
据 付 け 機 械	日	0.22	0.27	0.34
	機種	バックホウ	ラフテレーンクレーン	ラフテレーンクレーン
	規格	山積0.8m ³	25 t 吊	25 t 吊
基 礎 砕 石	%	45	53	60
均しコンクリート	%	74	87	98
諸 雑 費 率	%	16	18	20